

## 戸田市野球連盟運営要綱

第1条 この要綱は、戸田市野球連盟規約（以下「規約」という。）第27条の規定に基づき、戸田市野球連盟（以下「連盟」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

第2条 事務局は次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

1. 事業計画の立案に関する事。
2. 予算、決算の調整に関する事。
3. 規約等の改廃手続きに関する事。
4. 文書の收受、管理に関する事。
5. 記録の保存に関する事。
6. 賞品、用具、被服などの購入など管理に関する事。
7. 球場、会議室などの確保に関する事。
8. スポーツ傷害保険加入などの事務手続き。
9. 補助金などの交付に関する事。
10. その他、事務局属する事。

第3条 審判（部）は次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

1. 大会運営及び審判部会に関する事。
2. 大会日程及び審判割当てなどに関する事。
3. 野球規則などの解明指導に関する事。
4. 会員の技術指導及び審判講習に関する事。
5. 審判手当の計算及び管理。
6. 派遣審判に関する事。
7. その他、審判（部）に属する事。

第4条 規約などの規定に基づく諸行事に参加するため、次の各号に費用を支給する。

1. 連盟が派遣するチームの、大会参加費用の半額。
2. 役員のみ外の出張については、必要交通費。

第5条 慶弔金及び見舞金の支給については、その都度、会長と理事長が協議して決める。

第6条 市外各種大会に派遣するチームの選考については、連盟を代表するにふさわしいチームとする。

付則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。